

尼崎市総合計画審議会資料
資料 第 2 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

尼崎市総合計画

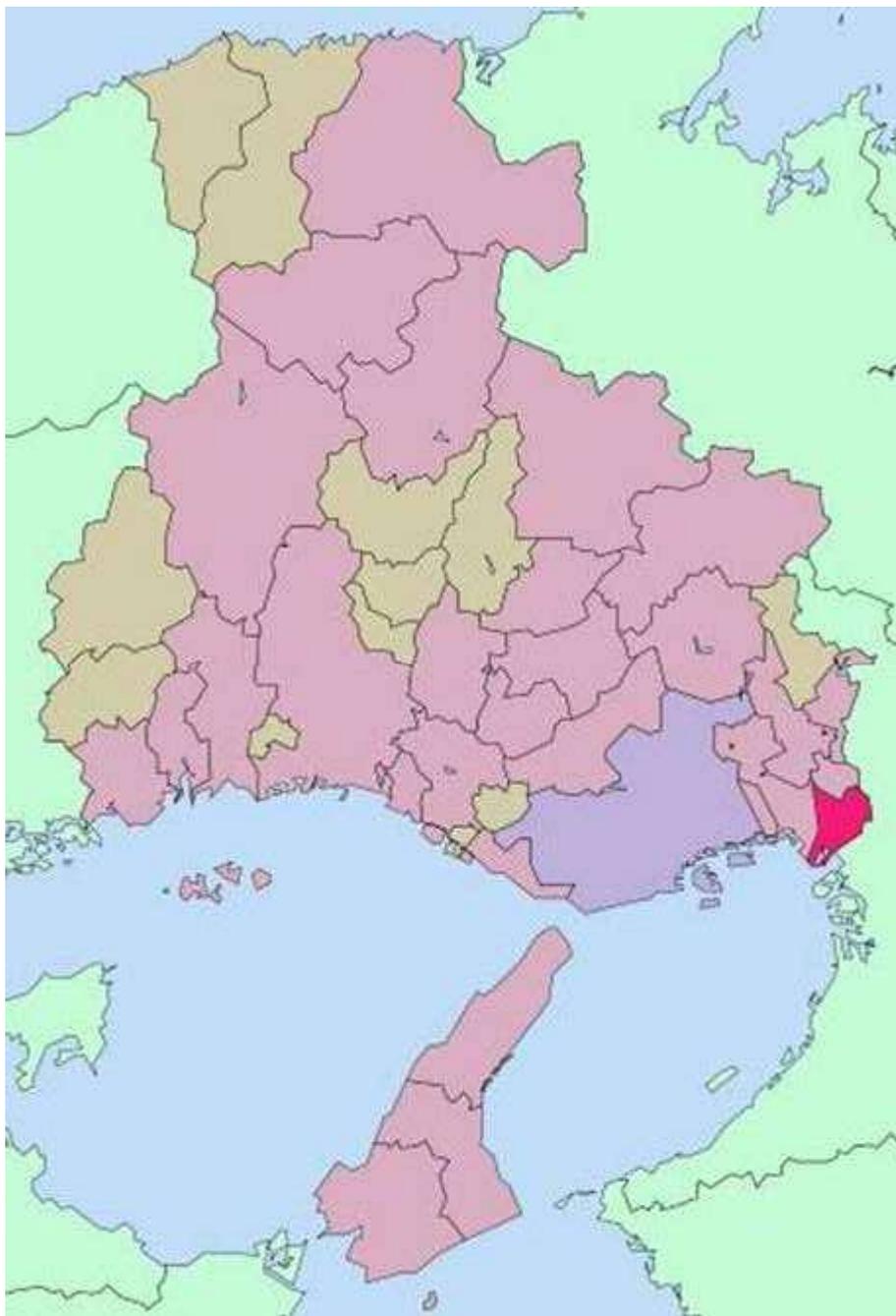
尼崎市

尼崎市総合計画について

平成28年12月22日

第1回尼崎市総合計画審議会@尼崎市役所4-1会議室

尼崎市の人口動態



兵庫県 尼崎市

市制施行 1916年
(兵庫県で3番目)

451,776人

212,374世帯

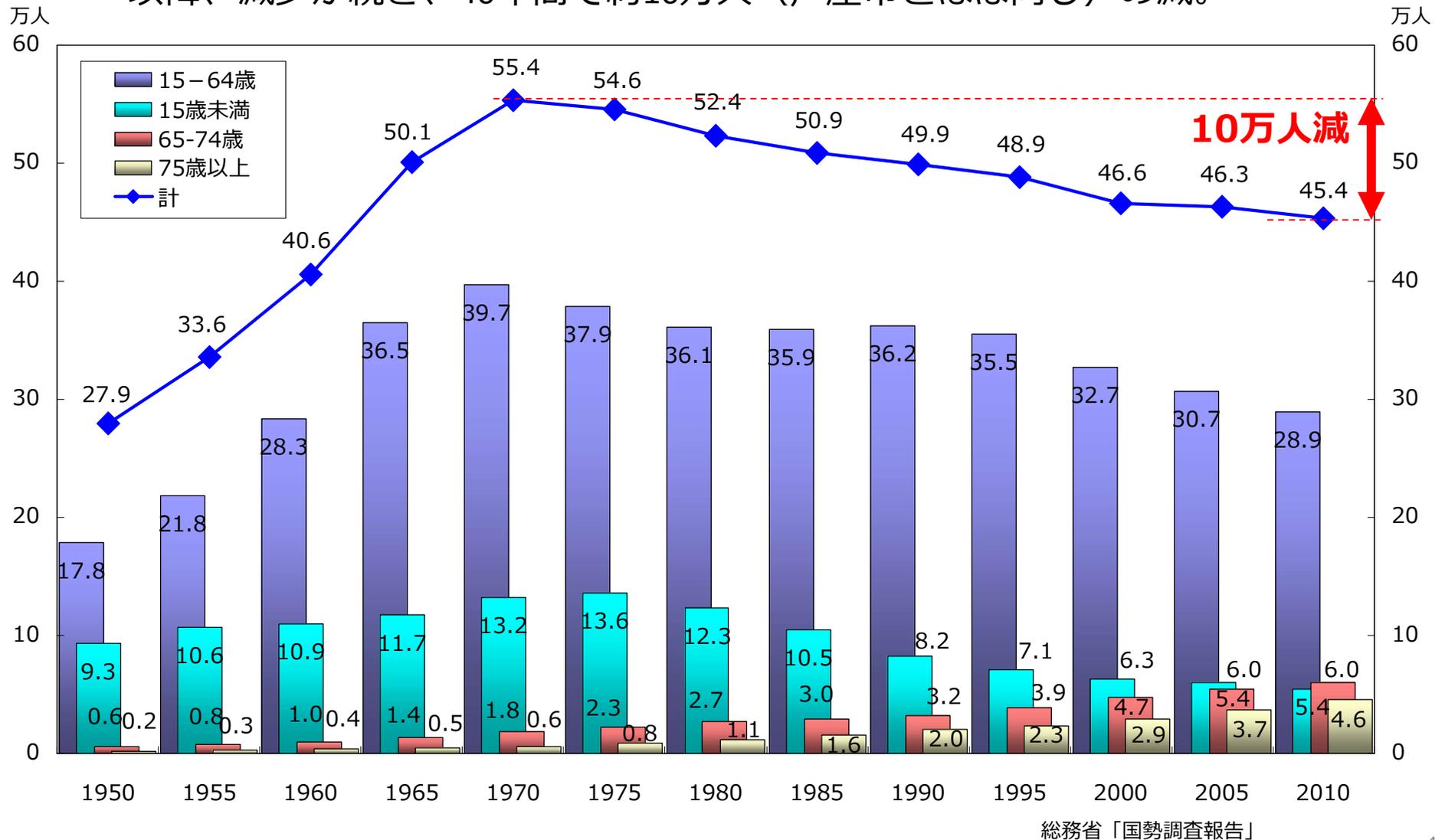
50.72平方km

(H28.11.1現在)

人口密度は県下一
(全国で45位)

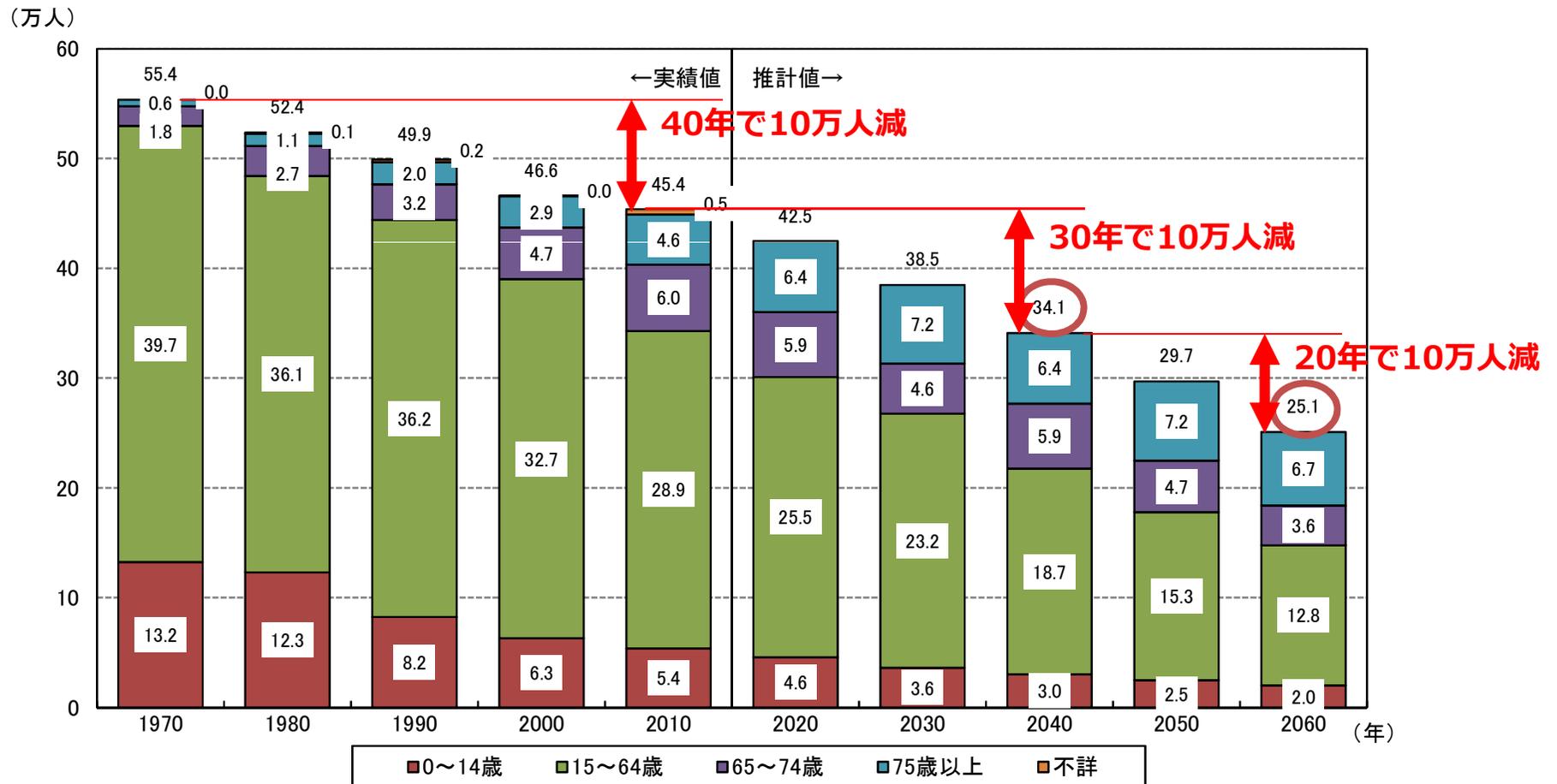
総人口の推移

- ・ 昭和30（1955）年頃から急増、昭和45（1970）年ピーク（国勢調査）
- ・ 以降、減少が続き、40年間で約10万人（芦屋市とほぼ同じ）の減。



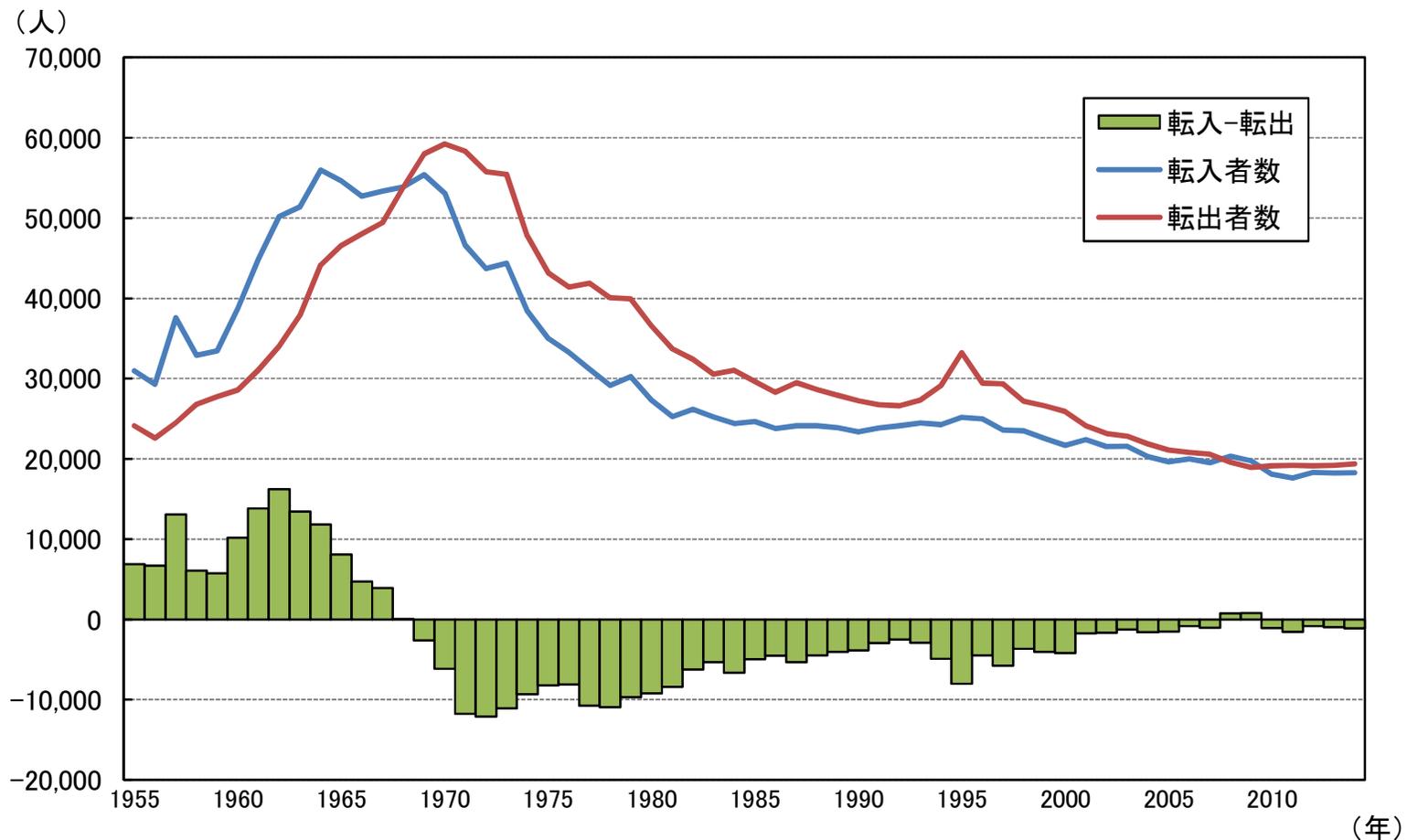
総人口の将来推計

- ・人口減少と少子化・高齢化は今後も進む
- ・平成52（2040）年に人口は34.1万人（△10万人（2010年比較））に、平成72（2060）年に人口は25.1万人（△20万人（同））に。



社会増減（転入者数－転出者数）

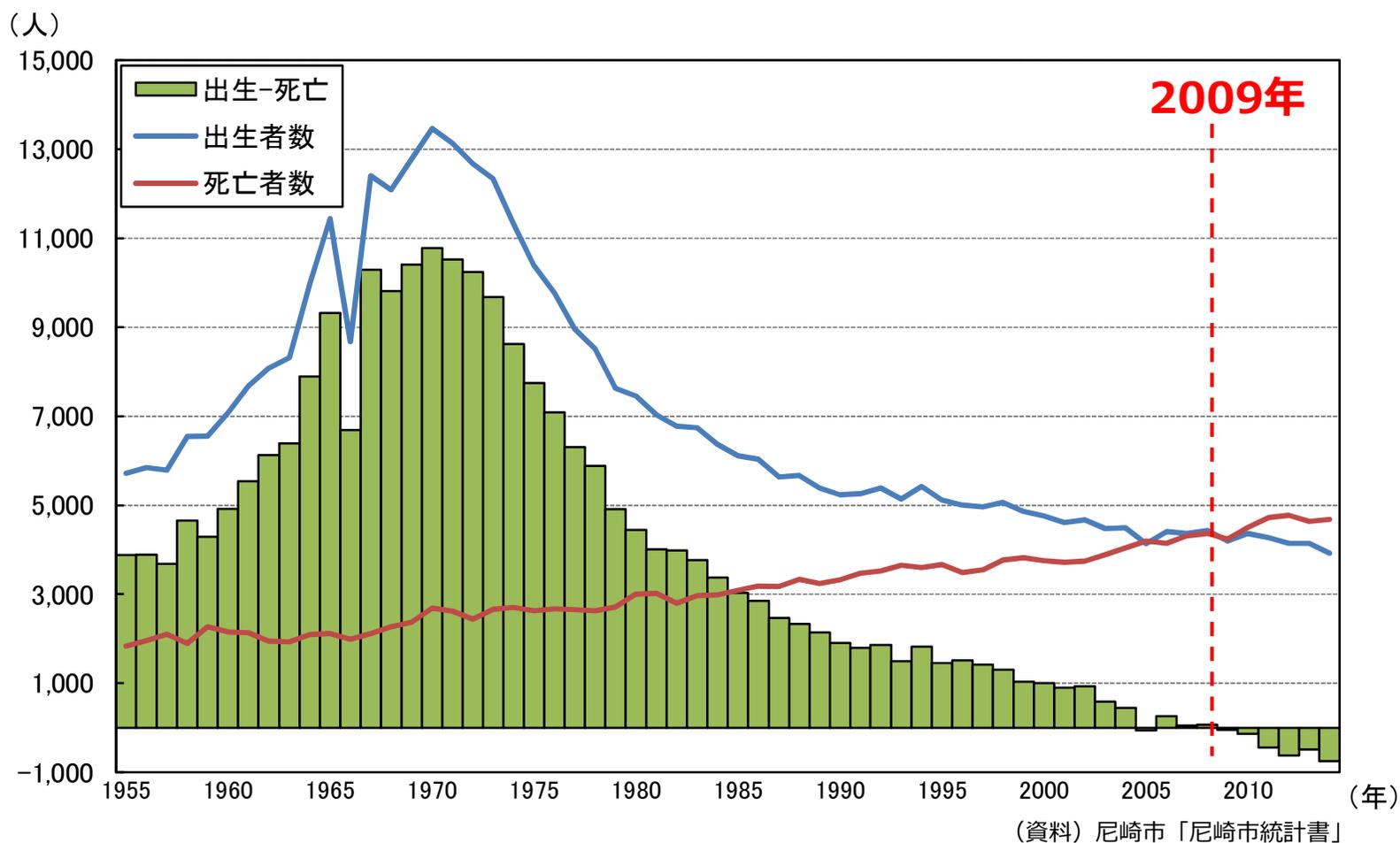
- ・ 1960年台までは転入超過だったものが、1970年台には年間1万人にもおよぶ大幅な社会減少が続いた。
- ・ 近年、減少幅は縮小しているものの、転出超過傾向が続く。



(資料) 尼崎市「尼崎市統計書」

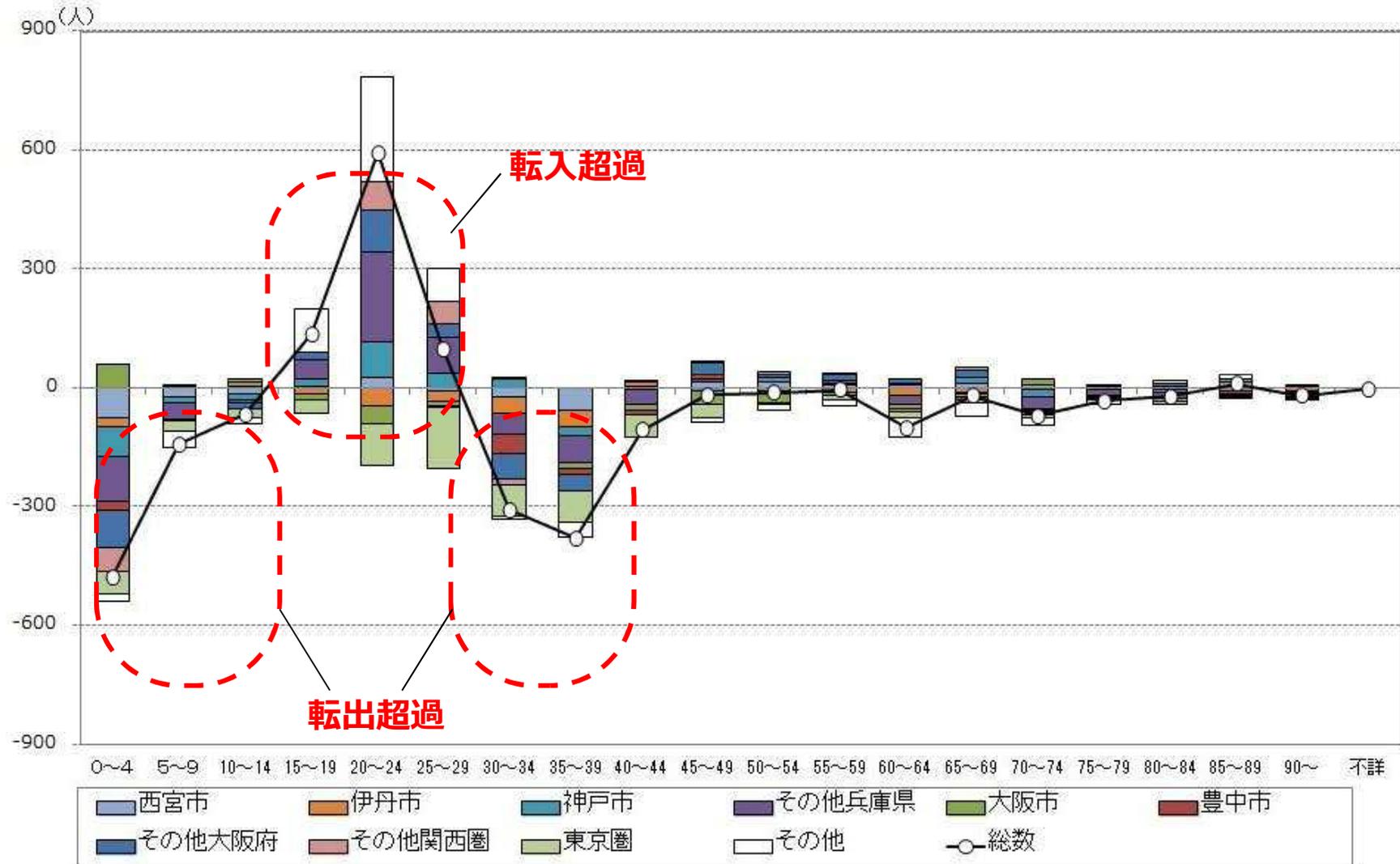
自然増減（出生者数－死亡者数）

- ・ 2009年以降、死亡が出生を上回る。
- ・ 今後出生数は、団塊ジュニア世代が40歳代を迎え、大幅な減少が見込まれます。



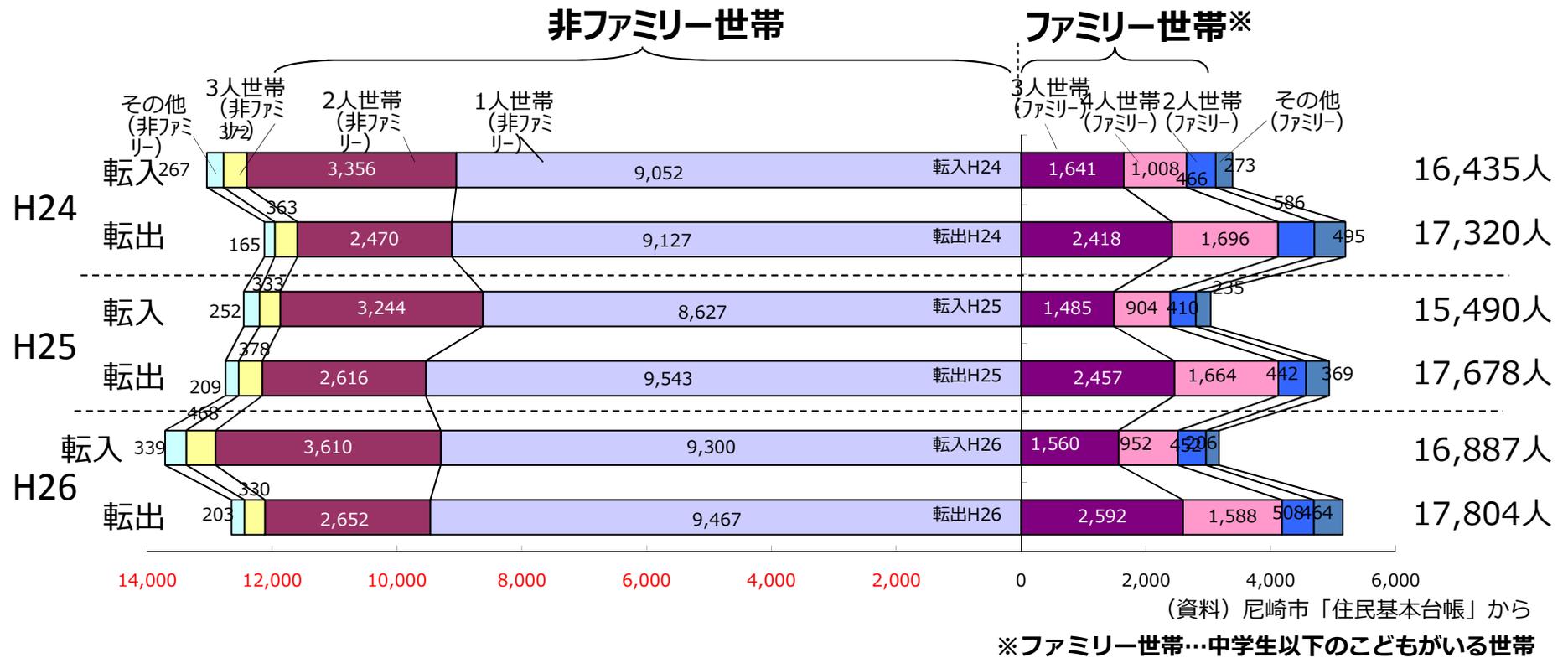
年齢5歳階級別純移動数

- ・ 20歳代前半が大幅に転入超過、0～4歳と30歳代が大幅に転出超過



(資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

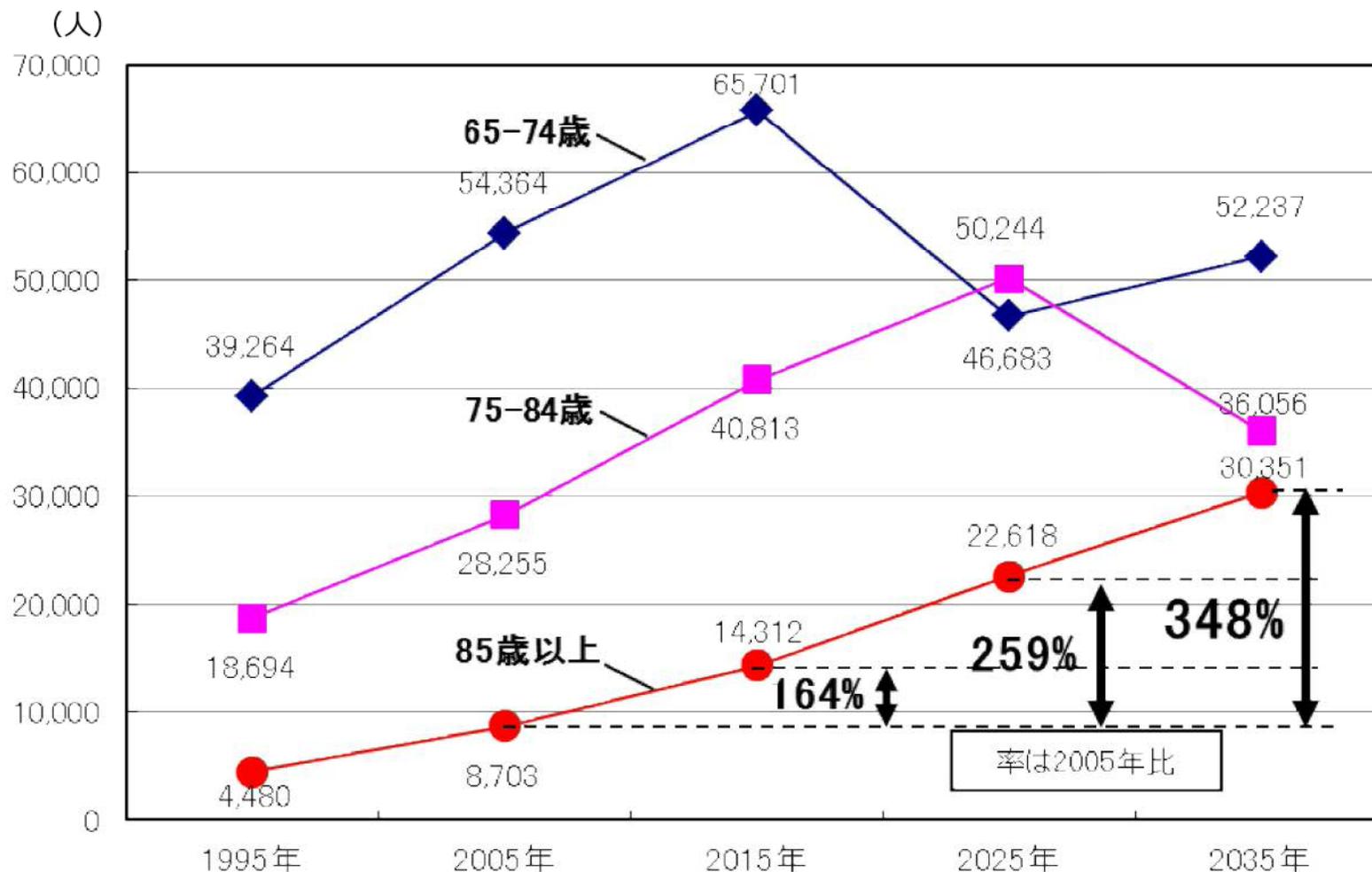
過去3力年の家族形態比較（人数）



- 最も移動が多い類型は単身者
- 2人世帯では転入 > 転出（約千人）も、ファミリー世帯では転出 > 転入（約2千人）

高齢化の進行

- ・ これまでの10年とこれからの10年を見ると高齢者の増え方が変わる。
- ・ 65～74歳は2015年がピーク。75～84歳は今後10年で1万人増。85歳以上人口は今後10年で1.5倍のスピードで増加する。



尼崎人口ビジョンから見えること

- (1) 人口は40年間減少しているが収束しつつある
- (2) 少子化、高齢単身化が課題
社会減をとめるだけでは人口は増に転じない（自然増が鍵を握る）
単身高齢者が近隣市と比較して多い（住みやすいまち？）
- (3) とはいえ、ファミリー層の転出超過には理由があり、
その対策が必要
マナー、治安、教育、環境に対するイメージ・不安の払拭

総合戦略 3つの基本目標

- ①ファミリー世帯の定住・転入を促進する
- ②経済の好循環と「しごと」の安定を目指す
- ③超高齢社会における安心な暮らしを確保する

持続可能なまちづくりを目指して

尼崎市総合計画

H25

H29H30

H34

まちづくり構想（10年）	
まちづくり基本計画（前期）	まちづくり基本計画（後期）

総合計画の位置づけの変化

まちづくり構想

(前期)

(後期)

- かつては地方自治法において「基本構想」の策定を義務付け。
→ 現在は地方自治体が主体的に判断
- 一般的に自治体の全ての計画の基本で行政運営の総合的な指針となる最上位の計画

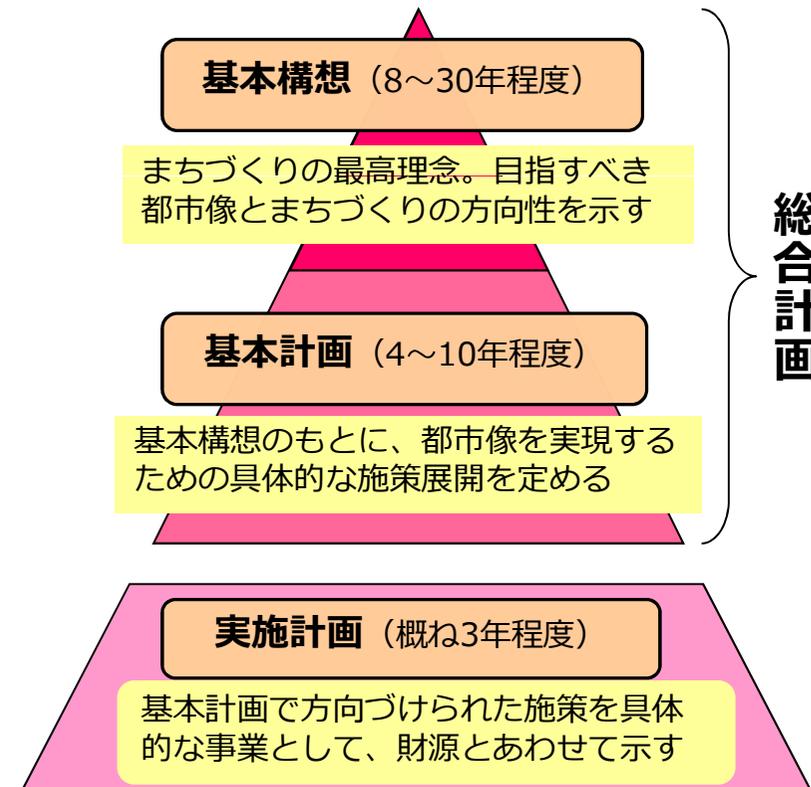
法的には・・・

地方自治法 第2条第4項 (改正前)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

- 昭和44年（1969年）の地方自治法改正で義務化。
 - 地方分権改革の流れの中で、平成23年の法改正で条文は廃止。
- ⇒ (趣旨) 策定するか、また、議決対象とするかは、**地方自治体が主体的に判断すべき**

一般的な総合計画の構成



本市の総合計画と時代背景 ①

まちづくり構想

(前期)

(後期)

総合計画	都市像	基本理念	主要課題	策定時の時代背景
(第1次) 昭和46-56年度	快適な 職住都市		<ul style="list-style-type: none"> 公害問題の解決 都市環境の改善 下水道等生活関連都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 経済の高度成長 公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
(第2次) 昭和55-65年度 (平成2年度)	人間性豊かな 職住都市 ・生活基盤をととのえる環境都市 ・市民経済をつちかう産業都市 ・人間社会をきずく市民都市	<ul style="list-style-type: none"> 安全で健康に過ごすことができること 働くにも住むにも便利でくらしよいこと 生きがいとゆとりのある人生がおくれること 	<ul style="list-style-type: none"> 市南部の人口減少と北部の人口増加 市内産業の停滞 工場の市外流出に伴う雇用不安 住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長の終焉、安定成長への移行 工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
(第3次) 昭和61-70年度 (平成7年度)			<ul style="list-style-type: none"> 市域の人口減少 南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 南部地域の高齢化 地価の高騰に伴う宅地の細分化 産業の高度化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 急速な円高、産業の構造変化が進む 老人保健医療の開始 男女雇用機会均等法の成立 市域の人口減少はペースが鈍化
(第4次) 平成4-37年度	にぎわい・創生 ・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> 人にやさしいまちづくり 都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり 個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 文化を基軸とした都市の魅力の発信 南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> バブル期の経済成長 価値観の多様化、女性の社会進出の進行
(第5次) 平成25-34年度	ありたいまち ・人が育ち、互いに支えあうまち ・健康、安全・安心を実感できるまち ・地域の資源を活かし、活力が生まれるまち ・次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち		<ul style="list-style-type: none"> 「あるもの」と「つながり」を活かす 人の育ちと活動の支援 市民の健康と就労の支援 産業活力とまちの魅力の向上 まちの持続可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 低成長 成熟社会 人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 市民活動形態の多様化 東日本大震災

本市の総合計画と時代背景 ②

まちづくり構想

(前期)

(後期)

- 第1次～第3次 (S46－H7)
生活インフラの整備、環境改善、土地利用調整、産業構造の変化への対応。
- 第4次 (H4－H37)
文化交流等からまちの新たな付加価値を生む。それを支える都市基盤。

審議会で取り上げた社会的背景

➤ 第5次 (H25－H34)

- ・ 策定義務廃止 (H23自治法改正、地方分権改革)
- ・ 低成長・ゼロ成長、グローバル化の進展、税・社会保障制度改革 など
⇒ **社会経済情勢の変化が大きい (予見性の低下)**
時代の変化への柔軟な対応の要求
- ・ 人口減少、高齢化の進行、世帯類型・ライフスタイルの多様化
⇒ **価値観・ニーズの多様化**
行政サービス以外にも、市民生活を送る上でのニーズが多様化
- ・ 基本的な生活基盤
⇒ **ハード面は一定充足 (維持要求) ⇔ ソフト面は不足 (拡大要求)**
公共的領域での市民、事業者、行政の連携によるサービス供給が必要
「あるもの」と「つながり」を活かした取組

ありたいまちとは

まちづくり構想

(前期)

(後期)

時代の変化が激しい時に、前提のなる諸条件を長期的に仮定し、対応策を積み上げ、それに基づいてまちづくりを進めるのは難しい

「将来どんなまちでありたいのか」 = **ありたいまち**、を市民・事業者・行政が共有し、実現に向けて具体的な課題や資源を把握し、状況の変化を踏まえながらそれぞれができることに取り組む



総合計画の構成と期間

まちづくり構想	
(前期)	(後期)

一定期間変わること
のない基本的なまち
づくりの方向性

H25

H29H30

H34

まちづくり構想 (10年)	
まちづくり基本計画 (前期5年)	まちづくり基本計画 (後期5年)

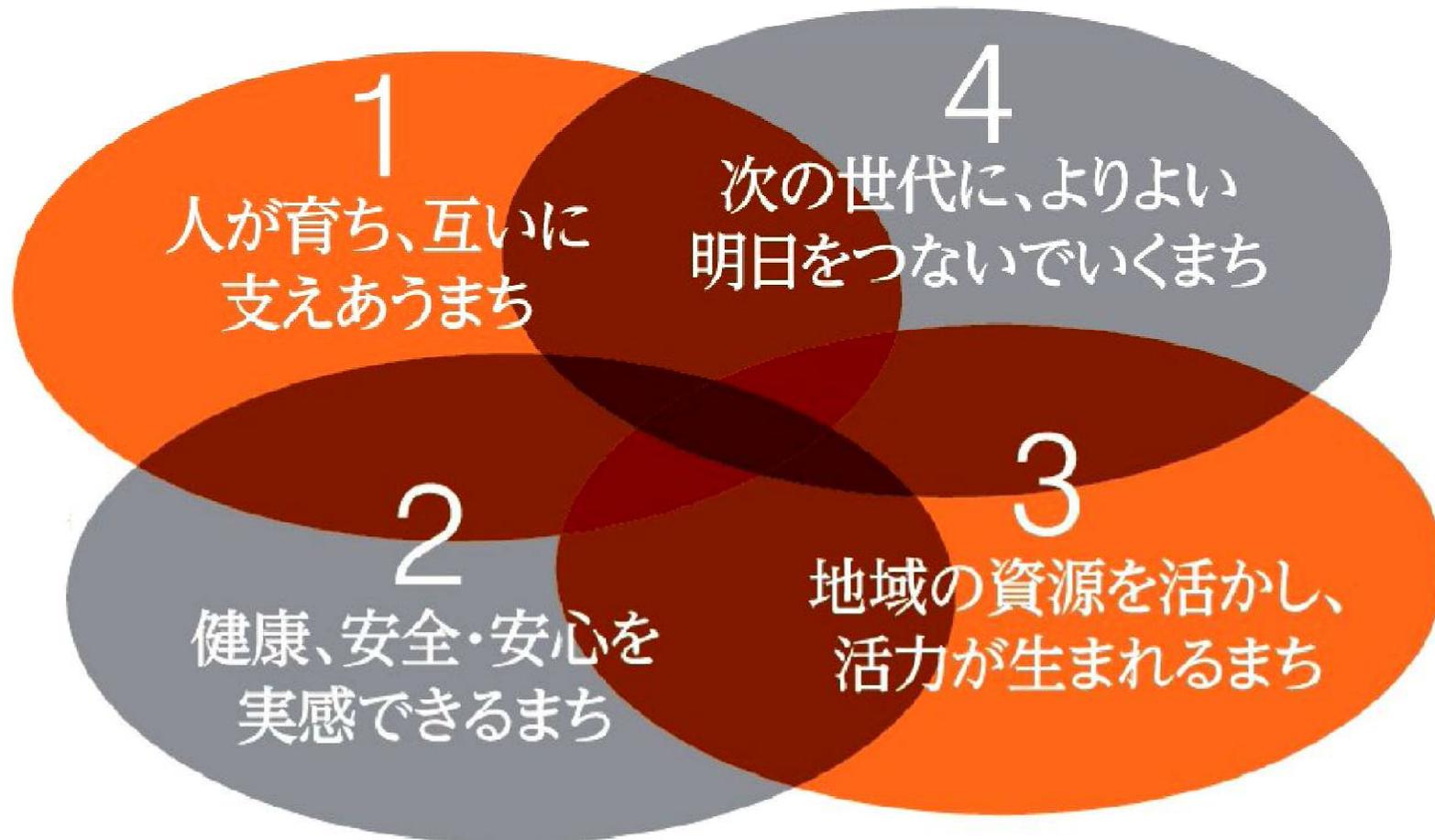
その構想の実現
に向けた手段

まちづくり構想①ありたいまち

まちづくり構想

(前期)

(後期)



市民懇話会からの提言書「だから、あまがすき。」から（本編13ページ）

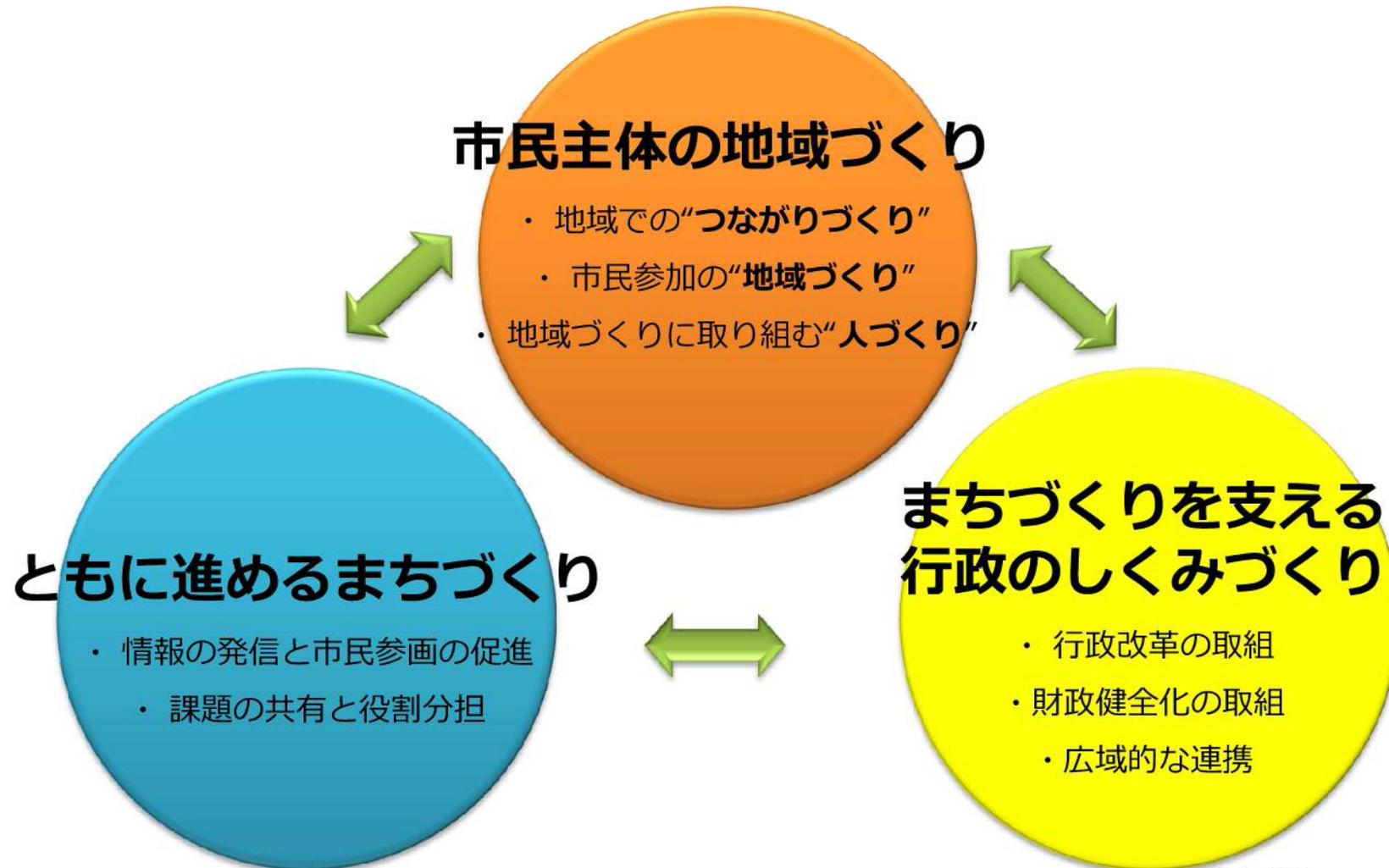
まちづくり構想②まちづくりの進め方

まちづくり構想

(前期)

(後期)

市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで初めて「ありたいまち」に近づく。そのために重視するもの



(本編17ページ)

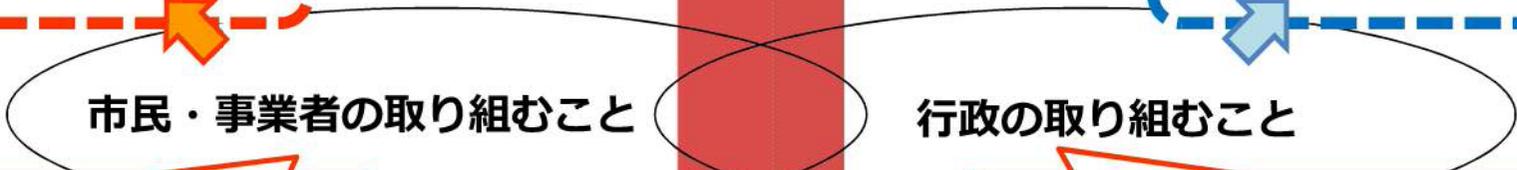
まちづくり基本計画①内容と構成

まちづくり構想	
(前期)	(後期)

「4つのありたいまち」の実現に向けて

市民懇話会にて
評価

毎年度、施策評
価を実施、公表



② 市民・事業者・行政・そ
れぞれの役割 (P.35)

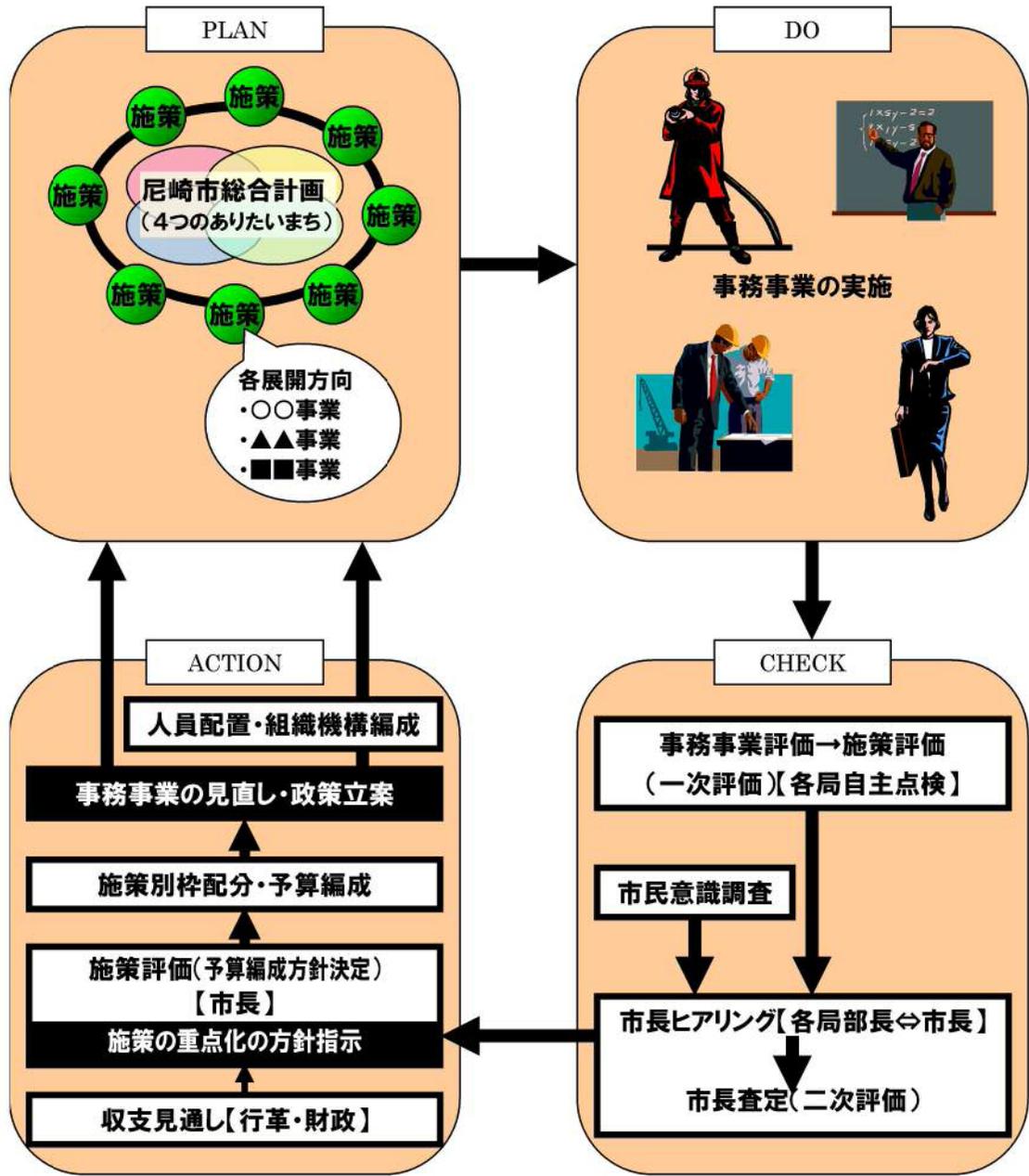
③ 計画を進める上での自治体
運営の考え方 (P.79)

- 施策01 地域コミュニティ
- 施策02 生涯学習
- 施策03 学校教育
- 施策04 子ども・子育て支援
- 施策05 人権尊重
- 施策06 地域福祉
- 施策07 高齢者支援
- 施策08 障害者支援
- 施策09 生活支援
- 施策10 医療保険・年金
- 施策11 地域保健
- 施策12 消防・防災
- 施策13 生活安全
- 施策14 就労支援
- 施策15 地域経済の活性化
- 施策16 文化・交流
- 施策17 地域の歴史
- 施策18 環境保全・創造
- 施策19 住環境
- 施策20 都市基盤

① 取組の方向性
を20の「施策」
で表現 (P.25)

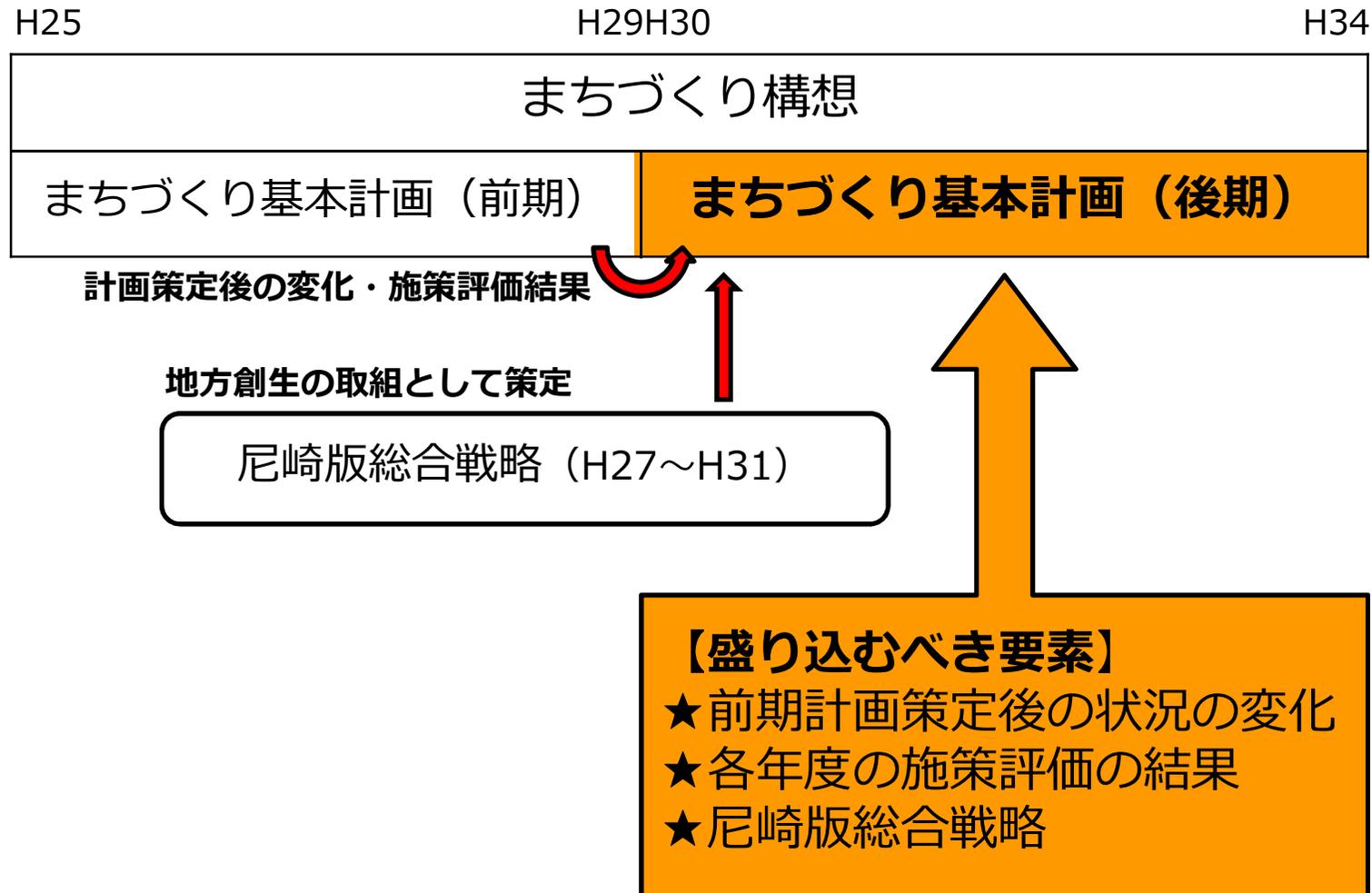
まちづくり基本計画②施策評価とは

まちづくり構想	
(前期)	(後期)



まちづくり基本計画③後期計画のイメージ

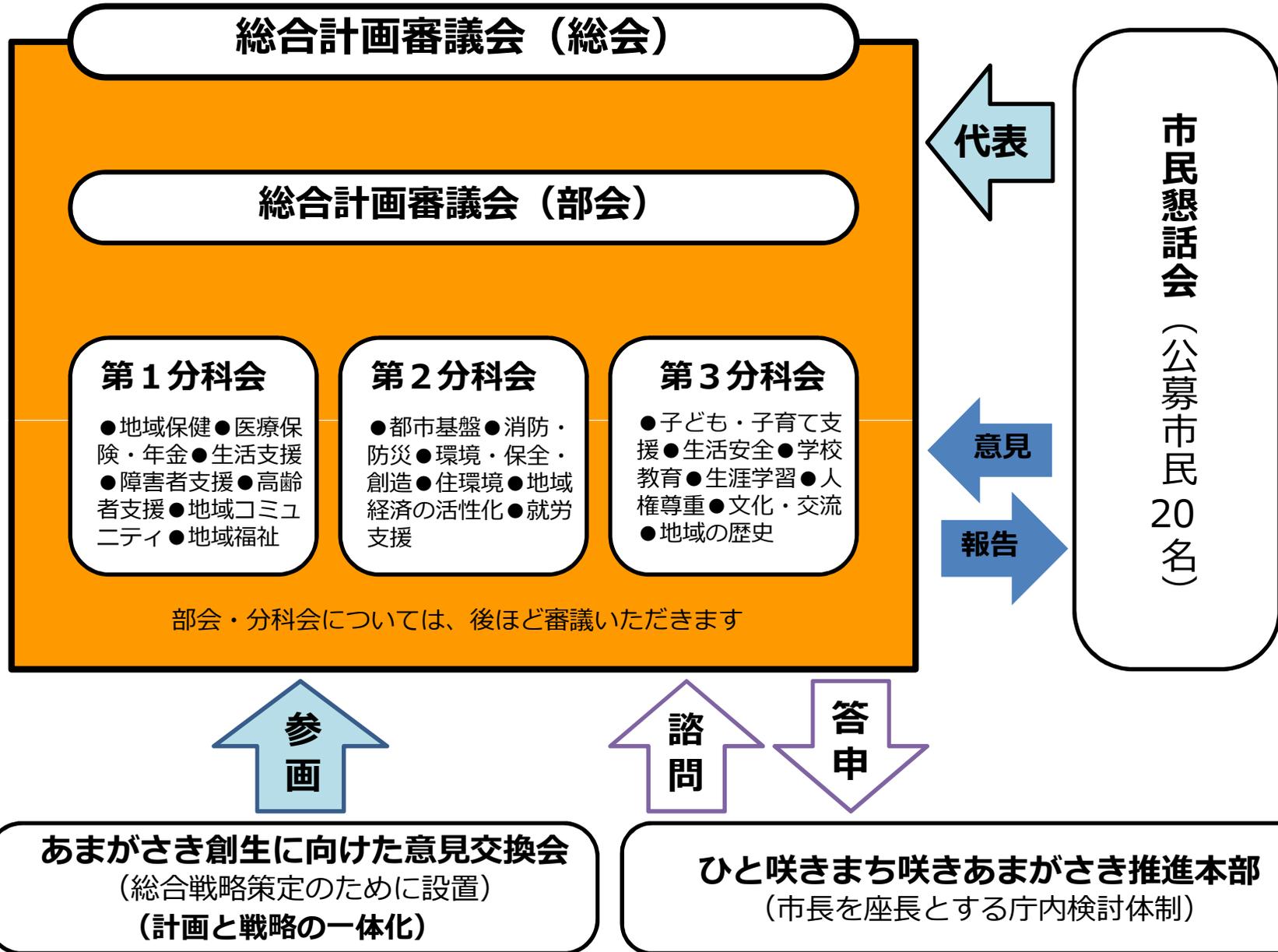
まちづくり構想	
(前期)	(後期)



後期計画は前期計画を時点修正するイメージ

まちづくり基本計画④検討体制

まちづくり構想	
(前期)	(後期)



まちづくり基本計画⑤策定スケジュール案

まちづくり構想	
(前期)	(後期)

